

南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

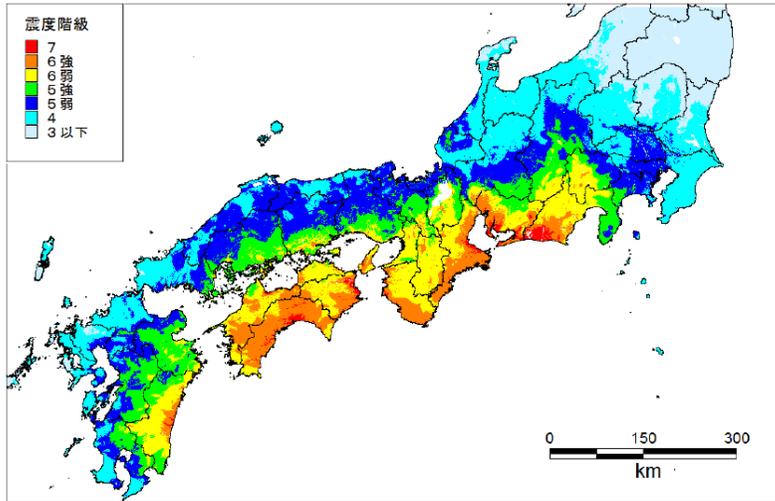


内閣府 (防災担当)

令和6年11月21日 (木)
中部ブロック災害廃棄物対策セミナー

南海トラフ巨大地震の被害想定

建物被害・人的被害：平成24年8月
施設等の被害・経済被害：平成25年3月



【強震動生成域が陸側寄りの場合の震度分布図】

○震度分布、津波高

- ・震度7：127市町村
- ・最大津波高10m以上：79市町村

○死者、全壊焼失棟数

- ・最大 約 32.3万人（冬・深夜に発生）
- ・最大 約 238.6万棟（冬・夕方に発生）

○ライフライン、インフラ被害

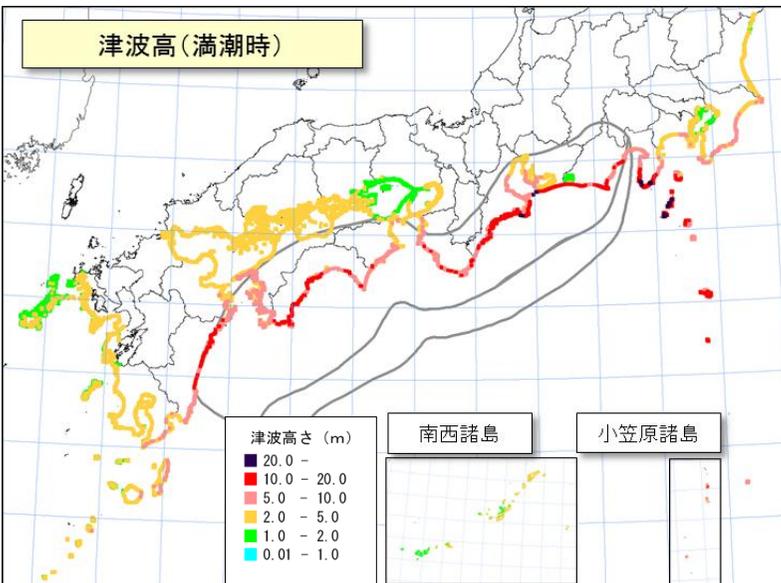
- ・電力：停電件数 最大 約 2,710万軒
- ・通信：不通回線数 最大 約 930万回線 等

○生活への影響

- ・避難者数：最大 約 950万人
- ・食糧不足：最大 約 3,200万食（3日間） 等

○経済被害

- ・資産等の被害： 約 169.5兆円
- ・経済活動への影響： 約 44.7兆円



【「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定した場合の津波高分布図】

※それぞれの数値については、被害が最大と見込まれるケース（すべり域等）における値であり、同一のケースではない。

南海トラフ巨大地震における災害廃棄物等（定量的な被害量）①

○建物被害等により発生する災害廃棄物が最大で約2億5千万トン（約2億2千万m³）、津波堆積物が最大で約5,900万トン（約4,100万m³）、合計約3億1千万トン（約2億6千万m³）に上ると想定される。

（1）東海地方が大きく被災するケース

		災害廃棄物等発生量		
		災害廃棄物	津波堆積物	合計
地震動基本ケース、津波ケース①、 冬・深夜、平均風速	万トン	約8,800	約2,800～約5,900	約12,000～約15,000
	万m ³	約8,200	約2,500～約4,100	約11,000～約12,000
地震動陸側ケース、津波ケース①、 冬・夕方、風速8m/s	万トン	約25,000	約2,800～約5,900	約27,000～約31,000
	万m ³	約22,000	約2,500～約4,100	約25,000～約26,000

（2）近畿地方が大きく被災するケース

		災害廃棄物等発生量		
		災害廃棄物	津波堆積物	合計
地震動基本ケース、津波ケース③、 冬・深夜、平均風速	万トン	約8,700	約2,400～約5,100	約11,000～約14,000
	万m ³	約8,100	約2,200～約3,500	約10,000～約12,000
地震動陸側ケース、津波ケース③、 冬・夕方、風速8m/s	万トン	約24,000	約2,400～約5,100	約27,000～約30,000
	万m ³	約22,000	約2,200～約3,500	約24,000～約26,000

平成24年度「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）」より

南海トラフ巨大地震における災害廃棄物等（定量的な被害量）②

（３）四国地方が大きく被災するケース

		災害廃棄物等発生量		
		災害廃棄物	津波堆積物	合計
地震動基本ケース、津波ケース④、 冬・深夜、平均風速	万トン	約8,600	約2,400～約5,100	約11,000～約14,000
	万m3	約8,000	約2,200～約3,500	約10,000～約12,000
地震動陸側ケース、津波ケース④、 冬・夕方、風速8m/s	万トン	約24,000	約2,400～約5,100	約27,000～約29,000
	万m3	約22,000	約2,200～約3,500	約24,000～約26,000

（４）九州地方が大きく被災するケース

		災害廃棄物等発生量		
		災害廃棄物	津波堆積物	合計
地震動基本ケース、津波ケース⑤、 冬・深夜、平均風速	万トン	約8,900	約2,500～約5,300	約11,000～約14,000
	万m3	約8,300	約2,300～約3,600	約11,000～約12,000
地震動陸側ケース、津波ケース⑤、 冬・夕方、風速8m/s	万トン	約25,000	約2,500～約5,300	約27,000～約30,000
	万m3	約22,000	約2,300～約3,600	約25,000～約26,000

平成24年度「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）」より

南海トラフ巨大地震における災害廃棄物等（被害様相）

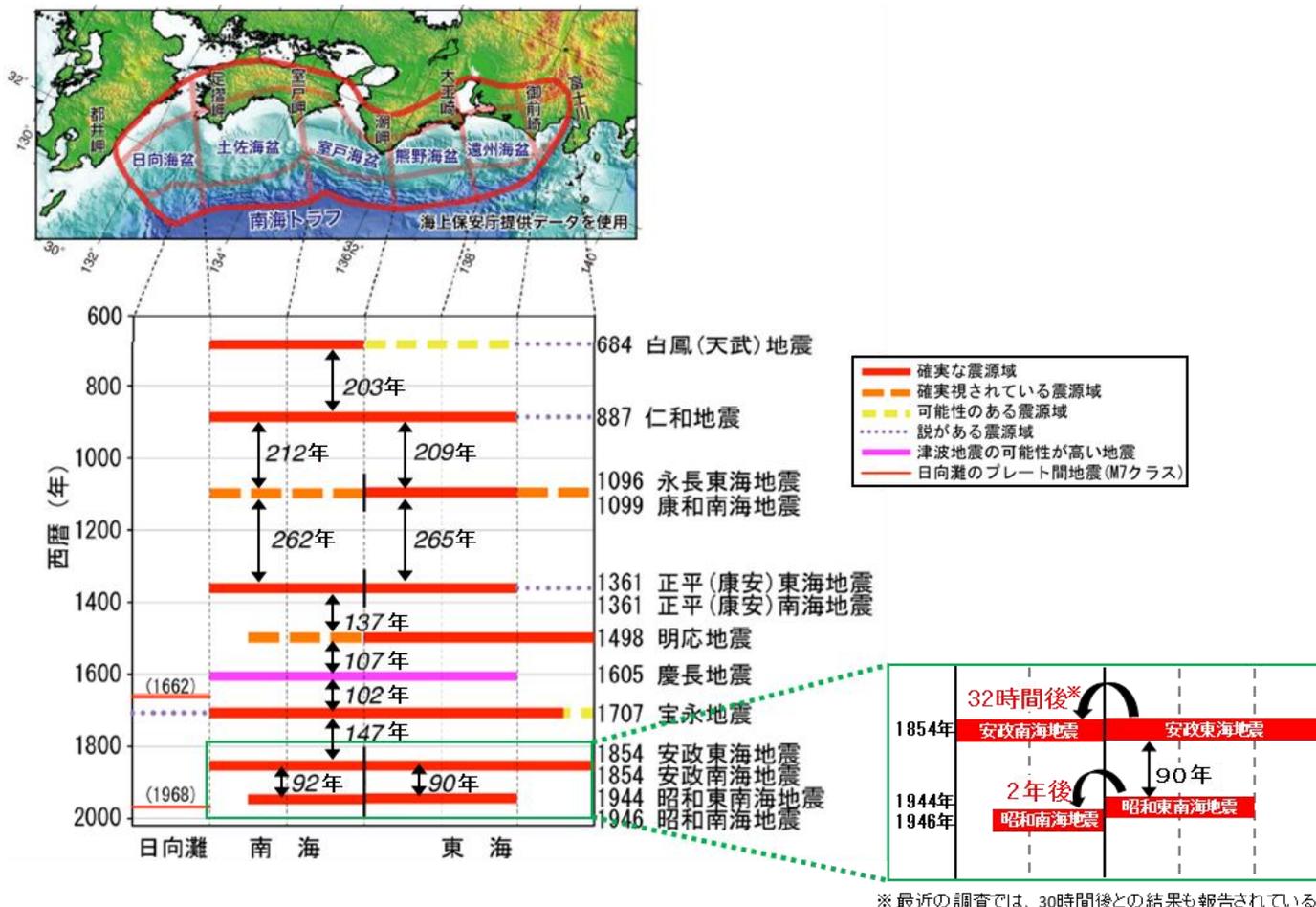
■ 被害様相

地震発生直後	【膨大な量の災害廃棄物等の発生】 <ul style="list-style-type: none">・地震動・液状化・津波・崖崩れ・火災等による家屋倒壊等に伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生する。家屋だけではなく、自動車、船舶、コンテナ、樹木・材木、漁業施設等も災害廃棄物となる。・津波による土砂堆積物（津波堆積物）の処理も必要となる。・建物がれき等の災害廃棄物が約8,600万トン～約2億5千万トン、津波堆積物が約2,400万トン～約5,900万トン、合計約1億1千万トン～約3億1千万トンに上る。
概ね1日後～数日後	【処理に必要なオープンスペースの不足】 <ul style="list-style-type: none">・用地不足等により、災害廃棄物等の仮置場の確保が困難となる。 【処理作業に必要な人員の確保困難】 <ul style="list-style-type: none">・仮置場等への道路の渋滞、人員不足等で倒壊建物等の解体業・搬送作業が遅れる。 【洋上の災害廃棄物】 <ul style="list-style-type: none">・海に流出した災害廃棄物は、海岸に漂着するもの、海底に堆積するもの、海中を浮遊するもの、海面を漂流するものがあり、これらを放置した場合、船舶の航行や港湾・漁港への入港等の際の安全上の障害、また漁業従事上の支障となる。
概ね1ヶ月後	【分別作業】 <ul style="list-style-type: none">・膨大な量の災害廃棄物を処理するため、可燃物・不燃物の分別やリサイクルのための分別の作業が長期化する。 【土壌汚染、水質汚染のおそれ】 <ul style="list-style-type: none">・解体に伴う粉じん・アスベストの飛散や、津波により流失した重金属類や医療系廃棄物等を含む有害廃棄物の処理における土壌汚染・水質汚染が問題となる。 【処理に必要なオープンスペースの不足】 <ul style="list-style-type: none">・用地不足等により、災害廃棄物等の中間処理施設、最終処分場の確保が困難となる。 【広域的な処理の必要性】 <ul style="list-style-type: none">・膨大な量の災害廃棄物を処理するため、被災地内だけではなく、広域的な処理が必要となる。
概ね1年後	【広域的な処理の調整継続】 <ul style="list-style-type: none">・1年を経過しても災害廃棄物の処理が終わらず、広域的な処理の調整が継続する。 【洋上の災害廃棄物】 <ul style="list-style-type: none">・海に流出した災害廃棄物が太平洋を漂流、約1年半～2年後に北米大陸西海岸等の沿岸に漂着し、その処理が必要となる。・海洋生態系等の海洋環境へ悪影響を及ぼす。
更に厳しい被害様相	○災害応急対策の困難 <ul style="list-style-type: none">・膨大な量の災害廃棄物の広域処理の調整がつかず、被災地に災害廃棄物が放置されることにより、被災地の復旧・復興に支障が生じる。・行方不明者が多数発生し、捜索活動が継続されている地域においては、重機等による作業の開始に踏み切れず、がれき撤去作業及び復旧作業が大幅に遅れる。
主な防災・減災対策	○予防対策 <ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物等の発生を減ずる対策（建物の耐震化・不燃化、海岸堤防の整備等） ○応急・復旧対策 <ul style="list-style-type: none">・仮置き場の確保・配置・災害廃棄物の広域処理計画の事前検討、調整の実施・鉄道、舟運の活用なども視野に入れた輸送体制の確立

平成24年度「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第二次報告）」より

南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生履歴

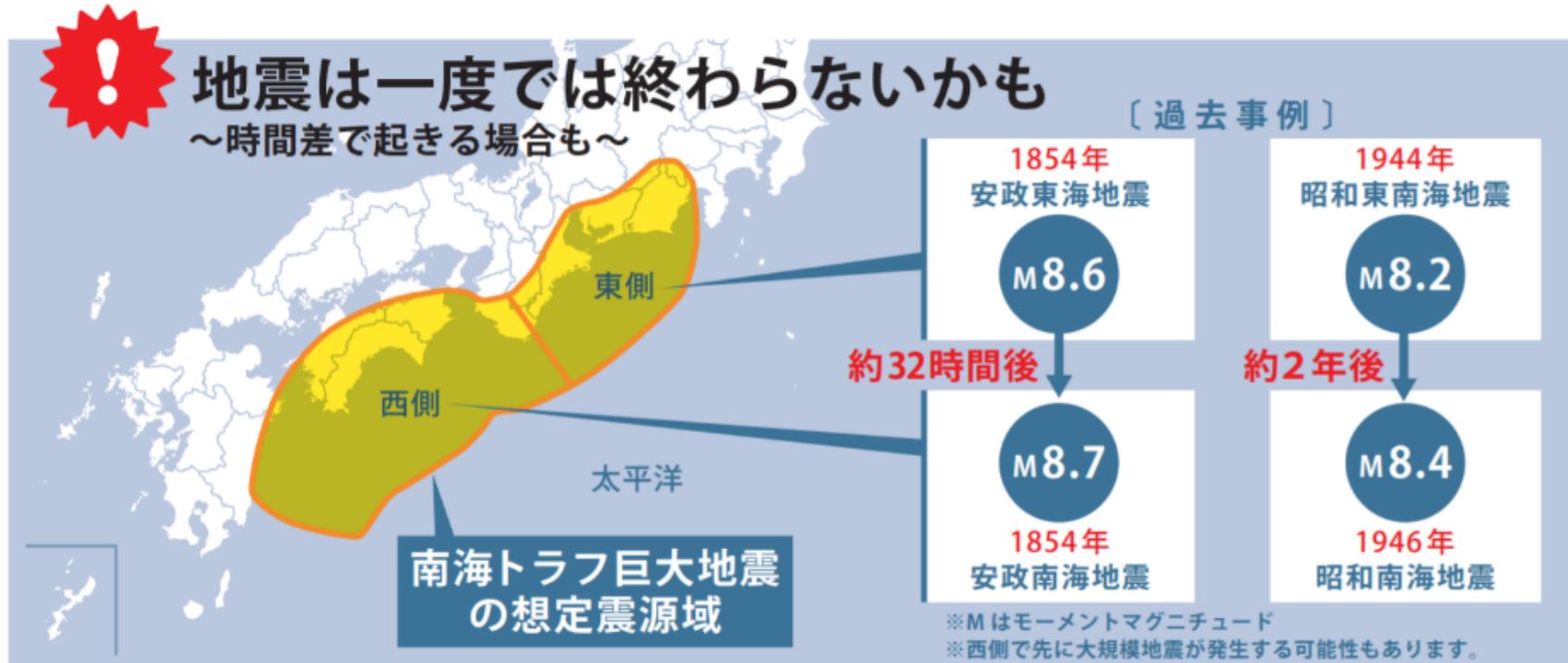
- 南海トラフ沿いでは、おおむね100～150年で大地震が繰り返し発生。
- 発生形態は、駿河湾から四国沖にかけての複数の領域で同時に発生する、あるいは一定の時間差をおいて発生するといった多様性がある。



南海トラフ沿いで過去に発生した大規模地震の震源域の時空間分布 (地震調査委員会、平成25年5月公表資料に加筆)

南海トラフ沿いの大規模地震 直近の2事例

- 1854年安政東海地震 (Mw8.6) の約32時間後に1854年安政南海地震 (Mw8.7) が発生
- 1944年昭和東南海地震 (Mw8.2) の約2年後に1946年昭和南海地震 (Mw8.4) が発生



⇒時間差を置いて発生する可能性のある大規模地震（後発地震）に注意を促す情報を発表し、防災対応を実施することが重要

防災方針の転換（東海地震から南海トラフ地震へ）

1970年代～

「東海地震」は、地震発生直前の予知の可能性がある我が国唯一の地震とされ、地下深部の前兆的な「ゆっくりすべり」を捉えることで確度高く地震の発生を予測するため、ひずみ観測網等の観測体制を東海地域を中心に整備。前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に、「東海地震に関連する情報」を発表していた。

2010年代～

東日本
大震災

防災方針の
転換

最新の科学的
知見

● 中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29年9月）

- ・現在の科学技術では、**確度の高い地震の予測はできない**。
- ・一方で、現在の知見からは、異常な現象の観測時に、**地震発生の可能性が相対的に高まっている**といった評価は可能であり、極めて甚大かつ広範囲の被害が想定される南海トラフ地震への防災対応に活用することが重要。
- ・そのためには、南海トラフ沿いの地殻変動と地震活動の重点的なモニタリングが重要。

東海地域を対象とした
確度の高い地震予測

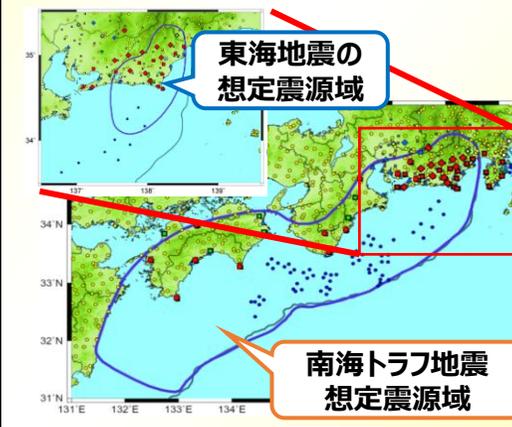
南海トラフ地震想定震源域全体を対象
とした異常な現象のモニタリング

平成29年11月1日～

南海トラフ全域を対象として、**異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等**に、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表

南海トラフ地震と東海地震

- ・駿河湾から日向灘沖までのプレート境界を震源とする大規模地震
- ・「東海地震」は、南海トラフ沿いで想定されている大規模地震のひとつ



「南海トラフ地震臨時情報」発表時に取るべき対応

地震発生から 最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)
(最短) 2時間程度	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 <div data-bbox="493 654 911 811" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>要配慮者を考慮し、事前避難を実施</p>  </div>	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認等 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 <div data-bbox="984 535 1408 806" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>非常用袋やヘルメットを常時携帯</p>  <p>寝る時は枕元にはきなれた靴を置いておく</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。 <div data-bbox="1543 606 1864 1306" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>通学</p>  <p>散歩</p>  <p>通勤</p>  </div>
1週間 (※)	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認等 揺れを感じたら直ぐに避難できる準備 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。 <div data-bbox="984 1078 1408 1313" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>通学 通勤</p>  </div>	
2週間	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う。 		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

令和6年8月8日の日向灘の地震に伴う 南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた政府の対応等について①

- 発災後、速やかに緊急参集チームが招集され、総理指示のもと各省連携して初動対応にあたった
- 関係省庁災害対策会議において、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う、政府としての「特別な注意の呼びかけ」を実施。

< 8月8日(木) >

16:42 地震発生

16:44 緊急参集チーム招集、官邸対策室設置、内閣府災害対策室設置

16:50 総理指示

1. 国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること
2. 早急に被害状況を把握すること
3. 地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと

17:00 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表

17:28 官房長官会見

17:30 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会

17:45 気象庁会見（日向灘の地震について）

19:15 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表

政府としての「特別な注意の呼びかけ」開始

19:32 官房長官会見

19:45 気象庁会見（臨時情報について）

20:00 防災担当大臣からの呼びかけ
（関係省庁災害対策会議）



松村防災担当大臣
（関係省庁災害対策会議）

「特別な注意の呼びかけ」内容

臨時情報発表から一週間、社会経済活動を継続した上で、

- ・「日頃からの地震への備え※」の再確認
- ・すぐに逃げられる態勢で就寝、非常持出品の常時携帯、などといった特別な注意について、呼びかけを実施。

※日頃からの地震の備え：家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、非常食など備蓄の確認、ご家族との連絡手段の確認 など

令和6年8月8日の日向灘の地震に伴う 南海トラフ地震臨時情報の発表を踏まえた政府の対応等について②

< 8月9日（金） >

15:30 南海トラフ地震関連解説情報発表 気象庁による共同取材(場所：気象庁)

< 8月10日（土）～14日（水） >

15:30 南海トラフ地震関連解説情報発表 気象庁・内閣府合同の共同取材(場所：気象庁)

< 8月15日（木） >

09:40 総理指示

初の南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う一連の対応や社会の反応等を振り返り、国民への呼びかけ要領等の運用面についても、不断の改善を図ること

10:31 防災担当大臣会見

※あらかじめ定めた1週間が経過する8月15日17時をもって特別な注意の呼びかけは終了する旨発言

17:00 政府としての特別な注意の呼びかけ終了、防災担当大臣ぶら下がり会見

※17時をもって特別な注意の呼びかけは終了した旨発言

18:00 内閣府（防災）・気象庁合同記者会見



(右) 松村防災担当大臣、(左) 平沼政務官
(政府としての特別な注意の呼びかけ終了に関するぶら下がり会見の様子)



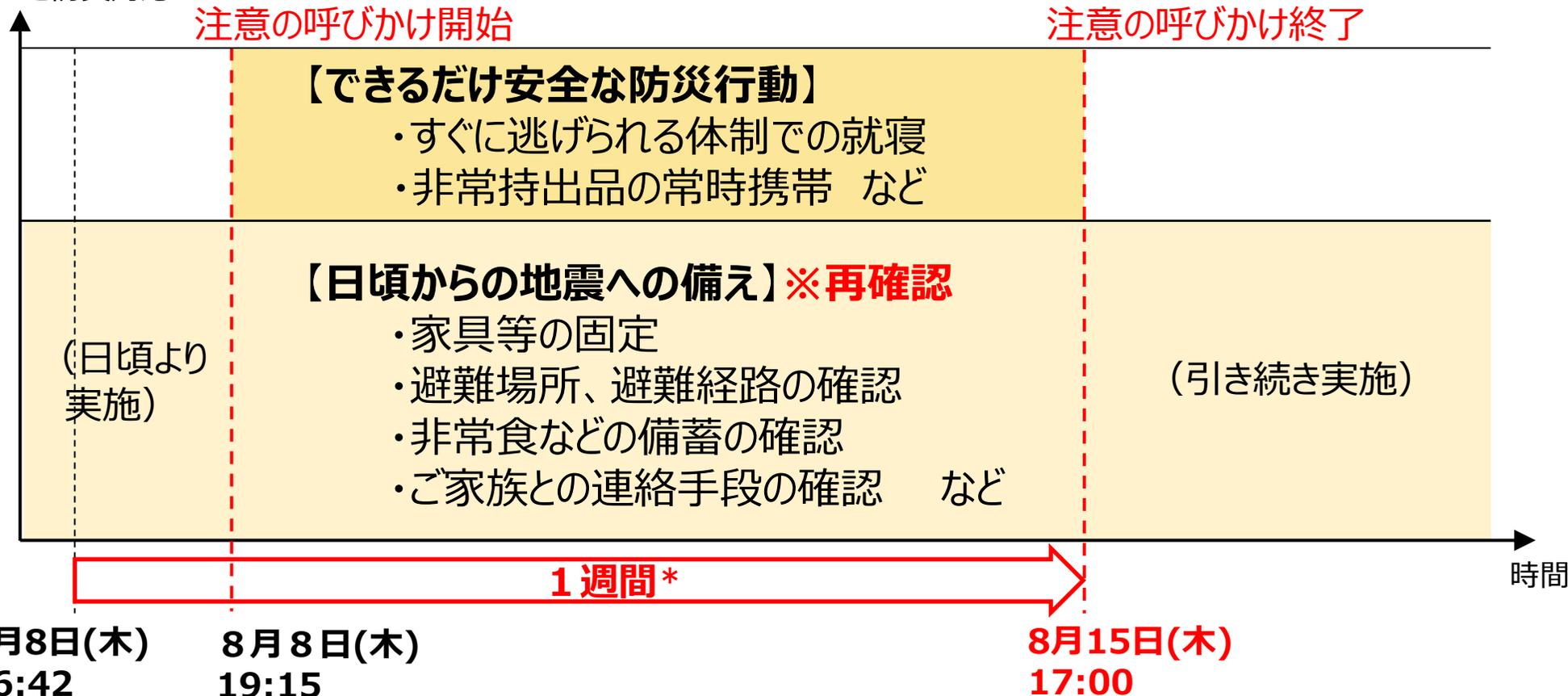
(右) 気象庁、(左) 内閣府防災（政府としての特別な注意の呼びかけ終了に関する内閣府・気象庁の合同記者会見の様子)



特別な注意の呼びかけ

- ・ **今後 1 週間**、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う**政府としての特別な注意を呼びかけ**。
- ・ **社会経済活動を継続しながら、「できるだけ安全な防災行動」及び「日頃からの地震への備え」といった突発的に発生する地震への対策を実施**。

とるべき防災対応



* 「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和3年5月25日、中央防災会議）における記載：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、…（中略）…対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間…（中略）…注意する措置をとるものとする。当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。

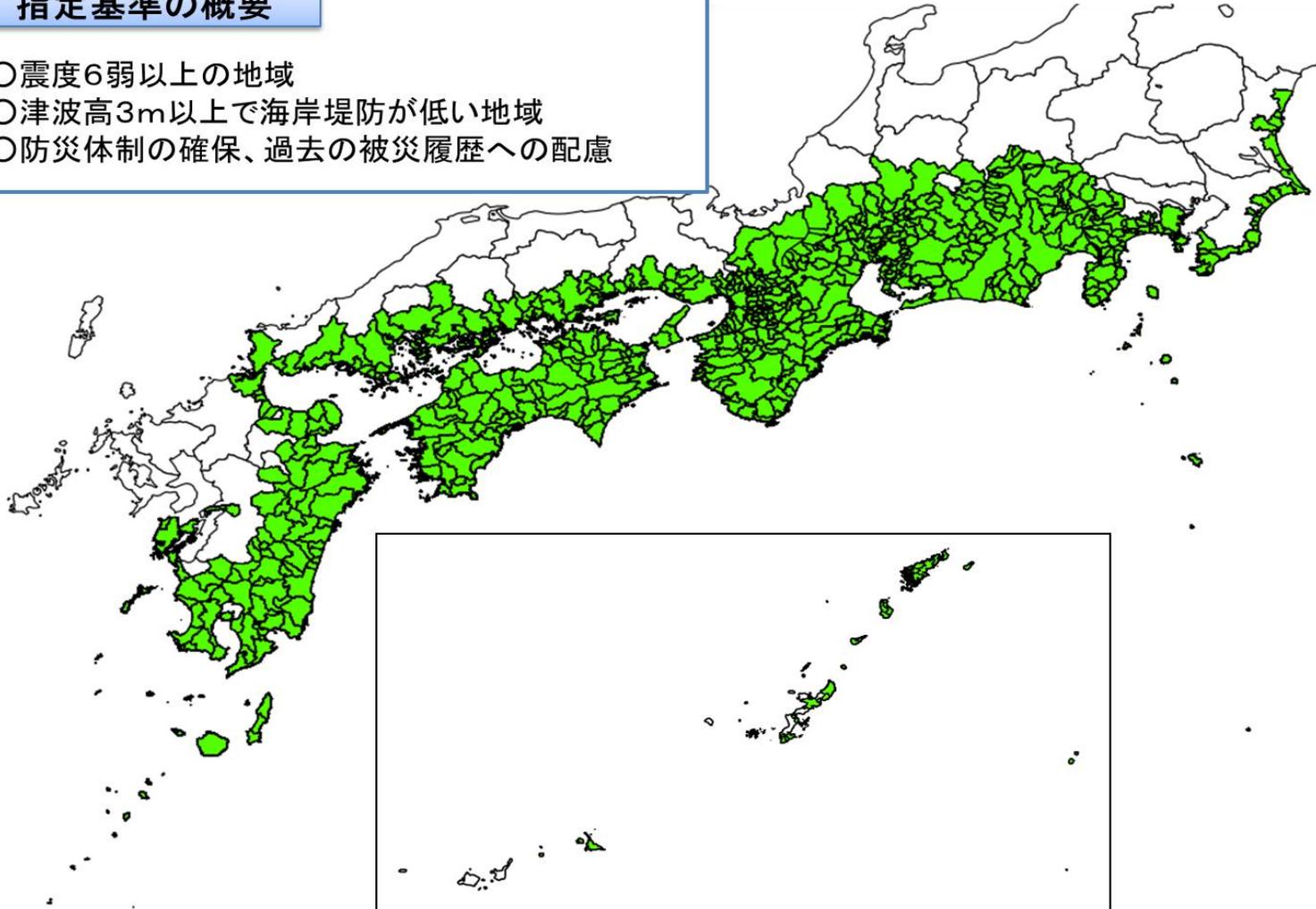
防災対応を実施すべき地域

【南海トラフ地震防災対策推進地域】 **1都2府707市町村**

南海トラフ地震に係る地震防災対策を推進する必要がある地域

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



計画策定支援（ガイドラインの公表）

地方公共団体や企業等で、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対に係る計画策定支援のため、内閣府では、HP等で策定に係るガイドラインを公表。

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた
防災対応検討ガイドライン
【第1版】

令和3年5月（一部改定）
内閣府（防災担当）

<ガイドラインの構成>

第1編：共通編

- 地方公共団体、指定公共機関・特定の企業等に共通する基本的な考え方
- 国が発表する情報の流れ

第2編：住民編

- 地方公共団体の検討手順等

第3編：企業編

- 指定公共機関、特定企業等の検討手順等

ガイドラインの概要

(地方公共団体における防災対応)

ガイドラインの住民編では、地方公共団体における防災対応について以下の内容を記載。

- 住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、地方公共団体は必要な情報提供を行う等その検討を促すことが必要。
- 住民一人一人が日常生活を行いつつ日頃からの地震への備えの再確認に加え、揺れを感じたら直ぐに避難する準備等を行うことが基本。津波避難が間にあわない地域においては、避難のあり方や避難所の確保等を検討する必要。

巨大地震警戒対応の検討

○地震への備えの再確認に加え、揺れを感じたら直ぐ避難する準備

日頃からの地震への備えの再確認をした上で、次の地震に備えた避難の準備や身の安全の確保を実施。

○避難対象者及び事前避難対象地域

- 避難対象者の特性に応じて健常者、要配慮者の避難速度を設定
- 津波到達時間の設定
- 避難可能範囲の設定
- 事前避難対象地域の設定

○土砂災害

- 地域の実情に応じて避難のあり方を検討

○住宅の倒壊、地震火災

- 耐震基準を満たしていない住宅の住民は避難をあらかじめ検討
- 地震火災は器具の使用控えによって火災の発生を防止

○避難所の選定及び移動方法

- 避難所の受け入れ人数の把握
- 避難所候補リストの作成
- 避難所の選定
- 避難所が不足する場合の対応
- 避難所への移動方法の検討

○避難所の運営

- 運営体制や運営する際の役割の検討

巨大地震注意対応の検討

○地震への備えの再確認等

- 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応

臨時情報発表時にとるべき防災対応の例

地震の揺れや土砂災害等も想定し、「身の安全の確保」に関する防災対応の例示を追加。

揺れを感じたら直ぐに避難できる体制の準備

すぐに避難できる体制での就寝

- ✓ すぐに避難できる服装（外着・防寒着の着用）
- ✓ 子どもや高齢者等、要配慮者と同室で就寝
- ✓ 室内で最も安全かつ避難しやすい部屋の使用



非常持出品の常時携帯

- ✓ 準備しておいた非常持出品を
日中は常時携帯、就寝時は枕元に置いておく
- ✓ 身分証明書や貴重品も常時携帯



緊急情報の取得体制の確保

- ✓ 携帯電話等の緊急情報を取得できる端末の音量を平時よりも上げておく
- ✓ ラジオや防災行政無線の受信機等を日頃生活する空間に配置



想定されるリスクからの身の安全の確保

揺れによる倒壊への備え

- ✓ 耐震性の低い建物には近づかない
- ✓ 先発の地震で損壊した建物等に近づかない
- ✓ 崩れやすいブロック塀等に近づかない



土砂災害等への注意

- ✓ 土砂崩れや津波浸水のおそれがある場所にはできるだけ近づかない



屋内での安全の確保

- ✓ 屋内のできるだけ安全な場所・部屋で生活
- ✓ 自宅の安全性に不安がある場合は、親戚宅や知人等への避難も検討



日頃からの地震への備えの再確認 (対象地域の住民)

情報が発表された際に、慌てず防災行動を実施するには、日頃からの地震への備えが大切。
下記のような備えは日頃から行い、情報が発表された際に再確認することが重要。

迅速な避難体制・準備

- ✓ 地域のハザードマップでどのような危険があるかを確認する
- ✓ 安全な避難場所・避難経路等を確認する
- ✓ 家族との連絡手段を決めておく
- ✓ 非常持出品を準備しておく
 - ・食料、水、常備薬
 - ・懐中電灯、携帯ラジオ
 - ・身分証明書、貴重品 等



出火や延焼の防止対策

- ✓ 火災警報器の電池切れがないことを確認する
- ✓ 漏電遮断機や感震ブレーカー等を設置する



室内の対策

- ✓ 窓ガラスの飛散防止対策をする
- ✓ タンス類・本棚の転倒防止対策をする
- ✓ ベッド頭上に物を置かない

地震発生後の避難生活の備え

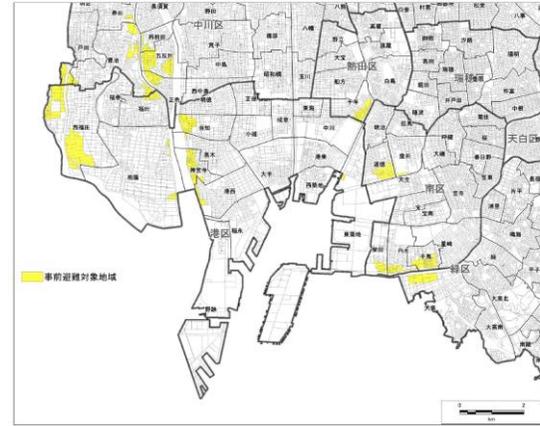
- ✓ 水や食料の備蓄を多めに確保する
- ✓ 簡易トイレを用意する
- ✓ 携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備する



避難対象者及び事前避難対象地域の検討 (地方公共団体における防災対応)

I. 津波に対する避難の検討

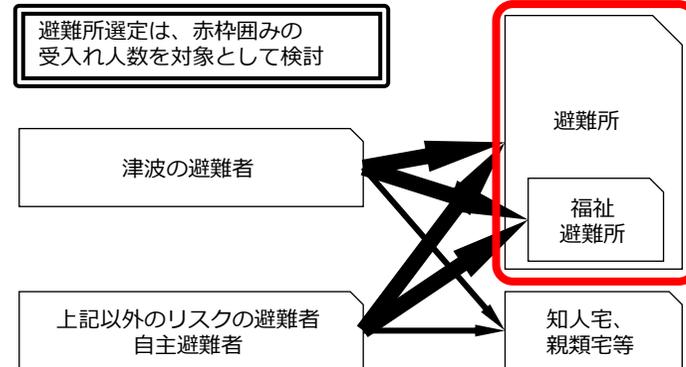
- ① 避難対象者の特性に応じた検討
- ② 津波到達時間の設定
- ③ 避難可能範囲の算出
- ④ 事前避難対象地域の設定



名古屋市における事前避難対象地域
(名古屋市HPより引用)

II. 避難先の確保

- ① 避難所の受け入れ人数の把握
- ② 避難所候補リストの作成
- ③ 避難所の選定
- ④ 避難所が不足する場合の対応
- ⑤ 避難所への移動方法の検討



避難所の受け入れ人数の概念

III. 避難所の運営

企業における防災対応

I. 南海トラフ地震に関するBCPの確認

【参考】全国におけるBCP策定状況（令和3年度時点）

大企業：約70.8%、中堅企業：約40.2%

II. 検討の前提となる諸条件の確認

- ① 情報発表時の社会状況の確認
- ② 事前避難対象地域の確認

III. 企業等の防災対応の検討

- ① 必要な事業を継続するための措置
- ② 地震に備えて警戒レベルを上げる措置
- ③ 施設及び設備等の点検
- ④ 従業員等の安全確保
- ⑤ 地震に備えて普段以上に警戒する措置
(個々の状況に応じて実施)

